

(平成21年9月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

島根国民年金 事案276

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月

二十歳の誕生日の数か月後に、親に勧められ、A市区町村役場に行って自分で国民年金の加入手続をし、翌年の昭和64年1月に、63年4月から同年12月までの国民年金保険料を一括納付した。

その後、昭和63年3月の保険料も納付するように通知が来たので、その理由を聞きにA市区町村へ行ったところ、「誕生日が1日の人は前月分からの納付になる。」と言われ、その週か、遅くとも翌週には近くの金融機関で63年3月の保険料も納付した。その時の領収書は紛失したが、納付したことは間違いないので、申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、転居の都度適切に住所の変更手続を行い、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は、昭和63年4月から同年12月までの国民年金保険料とは別に63年3月の保険料を納付するよう通知があったとしているところ、63年4月から同年12月までの保険料を納付した64年1月時点では、63年3月の保険料は過年度納付となるため、別に63年3月の保険料を納付するよう通知があっても不自然ではない。

さらに、申立人は、昭和63年3月の保険料を納付する必要があるかどうかについて、市町村役場まで説明を聞きに行き納得したと供述しているところ、63年4月から同年12月までの保険料を一括納付し、その後、63年3月の保険料だけを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

A事業所に昭和 53 年 9 月から 57 年 10 月まで勤務したが、入社直後の昭和 53 年 9 月から同年 11 月までの期間について、厚生年金保険の加入記録がないことに納得できない。申立期間についても、保険料が控除されていたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書(昭和 53 年 12 月 6 日付)によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 53 年 12 月 1 日となっている。

また、申立人の同僚 5 名のうち 3 名は、「当時、試用期間はあった。」と供述しており、事業主は当時、入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがわれる。

さらに、事業主及び同僚から聴取しても、申立人の勤務時期や保険料控除の状況について明確な回答が得られない。

加えて、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和 53 年 12 月 1 日にA事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得し、57 年 11 月 1 日に喪失しており、雇用保険の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間中における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
昭和 40 年 2 月、A 社（現在は、B 社。）に入社し、同年 8 月まで同社 C 出張所で事務見習いとして継続して勤務したが、同社における厚生年金保険被保険者期間は 40 年 7 月 1 日から同年 8 月 21 日までとなっている。申立期間についても厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間を含む昭和 40 年 1 月 19 日から同年 8 月 20 日まで A 社 C 出張所で勤務していたことは確認できる。

しかし、A 社の元役員から聴取しても、同社における厚生年金保険の適用や保険料控除の状況について明確な回答は得られない上、当時同社で社会保険関係の事務を担当していた者も故人となっており、その者からも供述を得ることができない。

また、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、B 社に照会したものの、「当時の資料は、事業承継時に全て廃棄した。」と回答しており、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできない。

さらに、A 社 C 出張所で申立人と同時期に勤務した 3 人の同僚は「入社後、一定期間が経過してから厚生年金保険に加入した。」と供述し、また、そのうちの一人は「当時の C 出張所では、従業員の出入りが激しく、中には 10 日ぐらいで辞める者もいたので、3 か月ぐらいの試用期間があった。」旨供述しており、事業主は当時、A 社 C 出張所については、入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。